

# 高齢者の住まい

## 1. 高齢者向け市営住宅

市営住宅は住宅に困っている低額所得者に対し、市が低廉な家賃で提供する賃貸住宅です。

そのうち、高齢者向けの市営住宅は市が所有しているものや、借り上げているものがあります。これらの住宅は、高齢者が生活しやすいよう手すりの設置、段差の解消等の福祉的配慮がされています。

**【対象者】** 市営住宅の入居者資格に該当し、さらに次の要件が必要です。

- ① 高齢世帯は夫婦(婚約者及び事実婚にある方、藤沢市パートナーシップ宣誓書受領証をお持ちの方を含む。)または親子を主体とした親族2人世帯で共に60歳以上の方、もしくは60歳以上の単身者

※婚約者については、入居指定日までに婚姻を証する戸籍等を提出できること。

※事実婚については、住民票の続柄が「妻(未届)」「夫(未届)」と記載されていること。

※藤沢市パートナーシップ宣誓書受領証(申込みの際、提示が必要)をお持ちの方は本市で宣誓し、現在同居していること。

- ② 身の回りのことすべてが自分ででき、心身共に健康である方

※その他、収入基準、不自然な世帯分離をしていないこと等の条件があります。

※借り上げている住宅は、それぞれの住宅で借上期間がありますので、借上期間終了後は、市営住宅として使用できなくなります。

**【募集時期】** 毎年7月及び1月

**【申込み】** 毎年6月及び12月ごろ、「広報ふじさわ」に掲載します。詳しくは、同時期に配布する「入居者募集のしおり」をご覧ください。

**【問合せ】**

住宅政策課

市役所分庁舎3階

☎ 50-3541  
FAX 50-8223

一般社団法人  
かながわ土地建物保全協会  
湘南サービスセンター

湘南台4丁目  
5番地の10  
大嶋ビル1階

☎ 43-7732  
FAX 43-7734

## 2.サービス付き高齢者向け住宅のご案内

バリアフリー構造で面積や設備が高齢者住宅にふさわしい所定の基準を備え、ケアの専門家による安否確認サービスなど安心できる見守りサービスがある高齢者単身・夫婦世帯向け住宅です。

### 【問合せ】

公益社団法人 かながわ住まい・ まちづくり協会	横浜市中区太田町 2丁目22番地 神奈川県建設会館4階	☎ 045-664-6896 FAX 045-664-9359
-------------------------------	-----------------------------------	------------------------------------

### 【対象住宅閲覧先】

高齢者支援課

市役所本庁舎2階

☎ 50-3523  
FAX 50-8412

※次のホームページでもご案内しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/zm4/satsuki/top.html>

住宅政策課

市役所分庁舎3階

☎ 50-3541  
FAX 50-8223

※「かながわ住まいの情報紙」の閲覧を希望される場合は職員にお声がけください。

# 入所施設

## 1. 養護老人ホーム

原則として65歳以上で、経済的にお困りの方で、心身の機能が低下し、日常生活に支障があったり、住宅に困窮していたりと、家庭での生活が困難な高齢者のための施設です。

入所につきましては、高齢者支援課までご相談ください。

施設名	住所	電話	FAX
藤沢養護老人ホーム	鶴沼 1559	22-2426	22-2115
湘風園	寒川町大蔵 800	0467-75-4545	0467-75-4564

【問合せ】

高齢者支援課

市役所本庁舎2階

☎ 50-3523  
FAX 50-8412

## 2. ケアハウス(軽費老人ホーム)

60歳以上で、自炊ができない程度の身体機能の低下により、独立した生活が不安定で、家族の援助を受けることが困難な方が入居する施設です。

入居者は、個別の日常生活上の援助および介護を必要とする状態になった場合は、外部の介護保険サービス等を利用することができます。

入所の相談・申込みは直接各施設へお願いします。

施設名	住所	電話	FAX
村岡ケアハウス	渡内 3-8-60	26-9505	26-9003

【問合せ】

高齢者支援課

市役所本庁舎2階

☎ 50-3523  
FAX 50-8412

### 3.特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)

#### 原則要介護3以上の方

要介護者に対し、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行う施設です。利用できるのは、原則、介護保険の要介護3以上の認定を受けた方です。入所の相談・申込みは直接各施設へお願いします。

施設名	住所	電話	FAX
グリーンライフ湘南	石川 3928-5	84-1165	84-1168
鳩生園	片瀬海岸 1-7-9	28-2662	26-6950
睦愛園	亀井野 2087-1(仮) (令和6年4月移転)	82-7317	83-5789
白鷺苑	用田 820	48-0896	48-9215
芭蕉苑	遠藤 35	87-1710	88-5326
藤沢特別養護老人ホーム	鳩沼 1559	22-2346	25-7437
ラポール藤沢	善行 1-12-9	83-4165	97-3667
村岡ホーム	渡内 3-8-60	26-3339	26-9003
みどりの園	小塚 370-1	52-2511	22-4137
かりん	城南 1-22-7	36-8101	36-8179
藤沢愛光園	大庭 5526-2	86-9090	86-9110
藤沢富士白苑	長後 2722-1	45-3815	45-3852
かつらはら	葛原 255-1	20-5175	20-5178
関野記念鳩生園	鳩沼石上 2-5-3	55-2355	55-6755
カメラリア藤沢 SST	辻堂元町 6-17-2	30-0890	30-0891
グランドヴィラ湘南台	菖蒲沢 1221-1	48-6006	48-6005
結いの丘	遠藤 869-4	52-7755	52-7677

※ 詳細は介護保険課「施設ガイド」をご参照ください。

【問合せ】

介護保険課  
(総務・給付担当)

市役所本庁舎2階

☎ 50-8276  
FAX 50-8443

## 4.介護老人保健施設(要介護1以上の方)

要介護者に対し、看護、医学的管理の下における介護や機能訓練、日常生活の世話をを行う施設です。利用できるのは、介護保険の要介護1以上の認定を受けた方です。入所の相談・申込みは直接各施設へお願いします。

施設名	住所	電話	FAX
藤沢ケアセンター	高倉 2301-1	43-8551	43-8661
清流苑	高谷 116-1	50-0550	50-7222
湘南わかば苑	石川 591	89-0551	89-0501
ガーデニア・ごしょみ	獺郷 218	47-0580	47-0093
ケアパーク湘南台	円行 991	43-0800	43-0842
ふれあいの桜	遠藤 446-1	86-9311	88-8566
クローバーヴィラ	鶴沼神明 3-1-1	55-3011	55-3012

※詳細は介護保険課「施設ガイド」をご参照ください。

【問合せ】

介護保険課  
(総務・給付担当)

市役所本庁舎2階

☎ 50-8276  
FAX 50-8443

## 5.介護医療院(要介護1以上の方)

長期的な医療と介護が必要な高齢者を対象とし、日常的な医学管理や看取り、ターミナルケア等の医療機能と、生活施設としての機能を備えた施設です。

利用できるのは、介護保険の要介護1以上の認定を受けた方です。

施設名	住所	電話	FAX
湘南長寿園病院	白旗 1-11-1	82-7311	84-2235

※ 詳細は介護保険課「施設ガイド」をご参照ください。

【問合せ】

介護保険課  
(総務・給付担当)

市役所本庁舎2階

☎ 50-8276  
FAX 50-8443

# 医療給付

## 1.国民健康保険

【対象者】 75歳未満の他の健康保険(健康保険組合や共済組合など)に加入していない方、生活保護を受けていない方などが加入します。

【申請方法】 国民健康保険の加入者(被保険者)になったり、やめたりするときは14日以内に届出が必要です。届出に必要な書類等につきましてはお問合せください。

【問合せ】

保険年金課  
(国保調査担当)

市役所本庁舎1階

☎ 50-3574  
FAX 50-8413

## 2.後期高齢者医療制度

【対象者】 (1)75歳以上の方  
(2)65歳から74歳で、一定の障がいの状態にあることにより神奈川県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方

※生活保護を受けている方などは、被保険者とはなりません。

【申請方法】 上記(1)の方は75歳の誕生日前に被保険者証等(※)が交付され、(2)の方は65歳に到達した場合は市から通知が郵送されます。新たに対象者となる障がい者手帳の交付を受けた場合は、手帳交付の時にお知らせします。

※2024年(令和6年)12月2日から被保険者証の交付はなくなり、「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を交付します。

【問合せ】

保険年金課  
(後期高齢者医療担当)

市役所本庁舎1階

☎ 50-3575  
FAX 50-8413

### 3.高額療養費の支給

● 国民健康保険に加入している70歳未満の方

【内容】

1か月（同じ月内）のうち同一の医療機関に支払う医療費(保険給付の対象のものに限る)の自己負担が21,000円以上、かつ、その合計が自己負担限度額を超えた場合、その超える額が保険者から支給されます。初回該当時に申請書が発送され、一度申請していただくと、次回からは自動的に指定の口座に振り込まれます。

【事前申請】

高額療養費に該当する場合、事前に申請すると自己負担限度額までの負担で済む「限度額適用認定証」、市民税非課税世帯の方には食事代も減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を発行します。ただし、保険料に未納のない方に限ります。

● 自己負担限度額（月額）

所得区分		基準所得額 <sup>※1</sup>	3回目まで	4回目以降 <sup>※2</sup>	適用区分	
			市民税課税世帯	上位所得者		901万円超
600万円超 901万円以下	167,400円+ (医療費 <sup>※3</sup> - 558,000円) × 1%	93,000円			イ	
一般	210万円超 600万円以下	80,100円+ (医療費 <sup>※3</sup> - 267,000円) × 1%		44,400円	ウ	
	210万円以下	57,600円			エ	
市民税非課税世帯				35,400円	24,600円	オ

※1 基準所得額=総所得金額等(収入総額 - 必要経費 - 給与所得控除 - 公的年金等控除等) - 基礎控除額

※2 4回目以降とは、12か月間に4回以上高額療養費に該当した場合の金額です。

※3 医療費とは、医療機関の窓口において負担した額（一部負担金）と国保が負担する額の合計（10割の額）です。

※4 所得の申告がない世帯の方も含まれます。

● 国民健康保険に加入している70歳以上の方、後期高齢者医療制度に加入している方

【内容】

1か月（同じ月内）の医療費の自己負担が高額になったとき、自己負担限度額を超えた額が保険者から支給されます。初回該当時に申請書が発送され、一度申請していただくと、次回からは自動的に指定の口座に振り込まれます。

【事前申請】

高額療養費に該当する場合、事前に申請すると自己負担限度額までの負担ですむように現役並み所得Ⅱ・Ⅰ区分の方は「限度額適用認定証」、低所得Ⅱ・Ⅰ区分の方は食事代も減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を発行します。

提示しない場合は、現役並み所得Ⅱ・Ⅰ区分の方は現役並み所得Ⅲまでを支払い、低所得Ⅱ・Ⅰ区分の方は一般の区分までを支払い、後で払い戻しとなります。

● 自己負担限度額（月額）

〈国民健康保険（70歳以上75歳未満）〉

所得区分		自己負担割合	自己負担限度額		
			外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）	
現役並み所得者 <sup>※1</sup>	Ⅲ <sup>※2</sup>	3割	252,600円+（総医療費-842,000円）×1% 〔140,100円〕 <sup>※7</sup>		
	Ⅱ <sup>※3</sup>		167,400円+（総医療費-558,000円）×1% 〔93,000円〕 <sup>※7</sup>		
	Ⅰ		80,100円+（総医療費-267,000円）×1% 〔44,400円〕 <sup>※7</sup>		
一般 <sup>※4</sup>		2割	18,000円 （年間144,000円） <sup>※8</sup>	57,600円〔44,400円〕 <sup>※7</sup>	
低所得 （市民税非課税）	Ⅱ <sup>※5</sup>		8,000円	24,600円	
	Ⅰ <sup>※6</sup>			15,000円	

●自己負担限度額（月額）

〈後期高齢者医療制度〉

所得区分		自己負担割合	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
現役並み所得者 <sup>※1</sup>	Ⅲ <sup>※2</sup>	3割	252,600円+（総医療費-842,000円）×1% 〔140,100円〕 <sup>※7</sup>	
	Ⅱ <sup>※3</sup>		167,400円+（総医療費-558,000円）×1% 〔93,000円〕 <sup>※7</sup>	
	Ⅰ		80,100円+（総医療費-267,000円）×1% 〔44,400円〕 <sup>※7</sup>	
一般	Ⅱ <sup>※9</sup>	2割	①18,000円 ②6,000円+（総医療費-30,000円）×10% ①か②のいずれか低い方を適用 （年間144,000円） <sup>※8</sup>	57,600円 〔44,400円〕 <sup>※7</sup>
	Ⅰ <sup>※10</sup>	1割	18,000円 （年間144,000円） <sup>※8</sup>	
区分（低所得者）	Ⅱ <sup>※11</sup>		1割	8,000円
	Ⅰ <sup>※12</sup>	15,000円		

※1 現役並み所得者とは、住民税の課税所得（課税標準）が145万円以上の方、及びその方と同じ世帯の方等。

※2 現役並み所得者Ⅲとは、現役並み所得者のうち、住民税の課税所得（課税標準）が690万円以上の方、及びその方と同じ世帯の方。

※3 現役並み所得者Ⅱとは、現役並み所得者のうち、住民税の課税所得（課税標準）が380万円以上690万円未満の方、及びその方と同じ世帯の方。

※4 一般とは、「現役並み所得者」「低所得」以外の方。

※5 低所得Ⅱとは、世帯主及び世帯に属する被保険者全員が市民税非課税世帯の方。

※6 低所得Ⅰとは、世帯主及び世帯に属する被保険者全員が市民税非課税世帯の方で、かつ各種収入等から必要経費・控除を差し引いた所得が0円で、公的年金収入（遺族年金・障がい年金は除く）が80万円以下の方。

※7 過去12か月に外来と入院を合わせたもの（世帯単位）の自己負担限度額を超えた給付を3回以上受けた場合、その月が4回目以降の給付のときに適用される限度額。

※8 毎年7月31日時点で所得区分が「一般」または「低所得Ⅰ・Ⅱ」の被保険者を対象に、計算期間（前年8月1日から当年7月31日までの間の1年間）のうち「一般」「低所得Ⅰ・Ⅱ」であった月の外来での自己負担額の合計が144,000円を超えた場合は、その分を申請により支給します。

※9 一般Ⅱとは、自己負担割合が2割の方。

- ※10 一般Ⅰとは、現役並み所得者、一般Ⅱ、低所得Ⅱ、低所得Ⅰ以外の方。
- ※11 区分Ⅱ（低所得者Ⅱ）とは、世帯の全員が市町村民税非課税で、区分Ⅰ以外の方。
- ※12 区分Ⅰ（低所得者Ⅰ）とは、世帯の全員が市町村民税非課税で、その世帯の各所得（年金の所得は控除額を80万円として計算。給与所得がある場合は、給与所得から10万円を控除）が0円となる方。

世帯の全員が市町村民税非課税であり、かつ、本人が老齢福祉年金を受給している被保険者（区分Ⅰ老齢福祉年金受給者）。

**【75歳到達月の自己負担限度額の特例】**

月の途中で75歳の誕生日を迎えて後期高齢者医療制度の被保険者となる場合、特例として、75歳年齢到達月の自己負担限度額が、本来の額の2分の1ずつとなります。

また、被用者保険（社会保険）の被保険者が75歳到達により後期高齢者医療制度の被保険者となった場合、その方の被扶養者だった方の国保加入月の自己負担限度額についても、本来の額の2分の1ずつとなります。

**【特定疾病（高額長期疾病）に係る高額療養費の支給の特例】**

高額な治療を長期間継続して行う必要がある疾病（厚生労働大臣指定）で人工透析が必要な慢性腎不全や血友病の方は、「特定疾病療養受療証」（申請により交付）を医療機関の窓口に表示すれば、毎月の自己負担限度額は10,000円（70歳未満で人工透析が必要な慢性腎不全の方のうち、適用区分「ア」「イ」に該当される方は、20,000円）となります。

**【問合せ】**

**〈国民健康保険加入の方〉**

保険年金課  
(国保給付担当)

市役所本庁舎1階

☎ 50-3520  
FAX 50-8413

**〈後期高齢者医療制度加入の方〉**

保険年金課  
(後期高齢者医療担当)

市役所本庁舎1階

☎ 50-3575  
FAX 50-8413

## 4.入院時食事療養費・生活療養費

所得区分	一般病床	療養病床	
	食費 (1食あたり)	食費 (一食あたり)	居住費 (1日あたり)
現役並み所得者	460円 <sup>※1</sup>	460円 <sup>※1※3</sup>	370円 (指定難病患者は 負担なし)
一般			
区分Ⅱ(低所得者Ⅱ)	210円 <sup>※2</sup>	210円	
区分Ⅰ(低所得者Ⅰ)	100円	130円 <sup>※4</sup>	

区分Ⅱ・Ⅰに該当する方は、限度額適用・標準負担額減額認定証の提示が必要です。

※1 区分Ⅱ・Ⅰに該当しない指定難病患者の方、または平成28年4月1日時点ですでに1年を超えて精神病床に入院している方は、1食260円です。

※2 区分Ⅱの一般病床に該当する方で、過去12か月の入院日数が90日を超えている方は、一食あたり160円の負担になります。年齢到達や転入などにより新たに被保険者になった方は、前の医療保険加入期間も対象となります。

※3 保険医療機関の施設基準などにより420円の場合もあります。

※4 区分Ⅰに該当し、老齢福祉年金を受給している方が療養病床に入院する場合、食費は100円となり、居住費は支払いの必要がありません。

\*療養病床であっても、入院医療の必要性の高い状態が続く方や回復期リハビリテーション病棟に入院している方の食費については、一般病床と同じ額です。

\*70歳未満の方で、区分アからエの方は、現役並み所得者及び一般の方と、また区分オの方は、区分Ⅱの一般病床と同じ額です。

## 5.葬祭費

被保険者が死亡したとき、その葬祭を行った方(喪主)又は、埋葬若しくは火葬を行った方に、申請により葬祭費として5万円が支給されます。

※葬祭等を行った日の翌日から2年を過ぎると時効となり、申請ができなくなります。

※国民健康保険にご加入の方で死亡前3か月以内に被保険者本人として社会保険に加入していた場合は、国民健康保険から葬祭費は支給されません。加入していた社会保険にお問い合わせください。

【問合せ】

保険年金課  
(国保給付担当)  
(後期高齢者医療担当)

市役所本庁舎1階

☎ 50-3520  
☎ 50-3575  
FAX 50-8413

## 6.ねたきり高齢者の医療費助成制度

3か月以上ねたきりの高齢者に、保険診療の自己負担分を助成しています。

**【対象者】** 藤沢市に住民登録等があり、医療保険に加入している65歳以上のねたきりの方で、3か月以上食事、用便、寝起き等日常生活の大半を他の人の介護によらなければならない状態にあり、今後もその状態が継続すると認められる方。

※生活保護受給者は除きます。

※身体障がい者手帳1～3級と4級の一部、療育手帳A1～B1（または知能指数50以下）、精神障がい者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方で、すでに医療費の助成を受けている方は申請の必要はありません。

※差額ベッド代等の医療保険の対象外のものや、入院時食事代等の標準負担額は助成できません。

※介護保険の利用者負担額は助成できません。

※ねたきりで医療証を交付された方で、状態が回復した場合は、医療証を返還していただく必要がございますので、障がい者支援課までお問合せください。

障がい者支援課

市役所本庁舎2階

☎ 50-3518  
FAX 25-7822



# 税金・年金

## 1.障がい者税控除対象者認定

年末調整や確定申告で、所得申告を行う本人または扶養親族が税法上の障がい者に該当する場合、一定の所得控除を受けることができます。

【対象者】 次のいずれかに該当する方に認定書を発行します。

- ① 65歳以上の高齢者で、在宅ねたきり高齢者台帳登録者
- ② 65歳以上の高齢者で、介護保険の要介護1～5の認定を受けている方

【申込み】 高齢者支援課または、地区福祉窓口(各市民センター(石川分館を含む)および村岡公民館)で申請してください。

※認定書のお渡しは、郵送となります。(発行まで2週間から1か月程度お時間をいただく場合がございます。確定申告等の提出期限を考慮してお早目に申請してください。)

【問合せ】

高齢者支援課

市役所本庁舎2階

☎ 50-3571  
FAX 50-8412

地区福祉窓口  
各市民センター(石川分館を含む)  
村岡公民館

3ページをご覧ください

## 2.確定申告医療費控除

本人または本人と生計を一にする配偶者、その他の親族の医療費を支払った場合(原則として年間10万円以上)、医療費控除(最高200万円)の対象となります。

### ① 介護保険サービス利用料の医療費控除

介護保険施設サービス(特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院等)や医療系の居宅サービス(訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・通所リハビリテーション・短期入所療養介護等)を利用した際の自己負担額は、医療費控除の対象となります(特別養護老人ホームは自己負担額の2分の1)。詳細は税務署または介護保険課にお問合せください。

### ② おむつに係る費用

傷病により概ね6か月以上寝たきりの方のおむつ代は、医療費控除の対象となります場合があります。確定申告では、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要となります。なお、要介護認定を受けている方で、前年におむつ代の医療費控除を税務署に申告している場合は、「おむつ使用証明書」に代わる「主治医意見書内容確認書」を発行できる場合がありますので、介護保険課へお問合せください。

#### 【問合せ】

藤沢税務署	朝日町1-1-1	☎	22-2141
介護保険課	市役所本庁舎2階	☎	50-8276
		FAX	50-8443

## 3.外国籍市民等福祉給付金

在日外国籍等の高齢者で、国民年金を受けるために必要な要件を制度上満たすことができない方に、福祉給付金を支給します。

【対象者】 大正15年4月1日以前に生まれた在日外国人等で、国民年金を受けるために必要な要件を満たしていない等の理由で、公的年金を受けていない方

【支給額】 月額20,000円(9月、3月に口座振込)

【申込み】 福祉給付金支給申請書に必要書類を添えて高齢者支援課へ提出してください。

#### 【問合せ】

高齢者支援課	市役所本庁舎2階	☎	50-3571
		FAX	50-8412

## 4.社会保険料控除

国民健康保険料、後期高齢者医療保険料および介護保険料は、所得税の確定申告や市県民税の申告の際に社会保険料控除の対象となります。

ただし、特別徴収(年金天引き)された保険料については、その年金を受け取る方ご本人が申告する場合に限り、社会保険料控除の対象となりますのでご注意ください。

【問合せ】

国民健康保険料については	保険年金課 (保険料徴収担当)	☎ 50-3517 FAX 50-8413
後期高齢者医療保険料 については	保険年金課 (後期高齢者医療担当)	☎ 50-3575 FAX 50-8413
介護保険料については	介護保険課 (資格・保険料担当)	☎ 50-8276 FAX 50-8443
藤沢税務署	朝日町1-1-1	☎ 22-2141

## 5.老齡基礎年金

老齡基礎年金は、国民年金保険料を納めた期間(保険料免除期間および合算対象期間を含む)が10年以上ある人が、原則として65歳になったときに請求すると翌月分から受けられる年金です。

### 【受給資格期間】

次の(1)~(7)までを合計して、原則10年以上になることが必要です。

- (1) 国民年金保険料を納めた期間
- (2) 国民年金保険料の免除が承認された期間(一部免除の場合は、承認区分に応じた保険料を納めた期間)
- (3) 納付猶予や学生納付特例が承認された期間
- (4) 産前産後免除の該当期間
- (5) 昭和36年4月以降の厚生年金の被保険者期間または共済組合の組合員期間
- (6) 第3号被保険者であった期間
- (7) 合算対象期間(例:20歳以上60歳未満の間に国民年金に任意加入しなかった期間など)

※支給開始月は60歳から75歳の間で選択できます。年金額は早く受給する(繰上げ受給)と減額され、遅らせて受給する(繰下げ受給)と増額されます。

### 【問合せ】

保険年金課 (国民年金担当)	市役所本庁舎1階	☎ 50-3521 FAX 50-8413
藤沢年金事務所	藤沢1018	☎ 50-1151

# その他

## 1.救急医療情報カード（通称「あんしんみまもりカード」）

必要事項（緊急連絡先・医療情報等）を記入しておくことにより、もしもの時に救急隊員による迅速な処置や親族へのスムーズな緊急連絡等を目的としたカードです。カードはごみの「収集日程カレンダー」の一部として配布しています。藤沢市ホームページからもダウンロードできます。

【問合せ】

地域医療推進課	保健所4階	☎ 21-9993 FAX 28-2020
---------	-------	--------------------------

## 2.健康手帳の交付

健康診査の結果等を記録する手帳です。藤沢市ホームページからダウンロードできます。

【問合せ】

健康づくり課	保健所1階	☎ 50-8430 FAX 50-0668
--------	-------	--------------------------

## 3.車いすの貸出

療養や通院などにより、一時的に車いすが必要な方に車いすを貸し出します（3か月以内）。貸し出しをご希望の際は、事前にご連絡をお願いします。

【対象者】 一時的に車いすが必要な市内在住の方

【費用】 無料

【申込み・問合せ】

・社会福祉法人 藤沢市社会福祉協議会 地域福祉課	市役所分庁舎1階	☎ 50-3670
・ふじさわボランティアセンター	市役所分庁舎2階	☎ 26-9863 FAX 50-3671

## 4.福祉資金の貸付

低所得世帯であって、緊急かつ一時的出費により生活に困窮した世帯を対象に福祉資金の貸付けを行い、その世帯を援護し生活の安定を図ることを目的とします。

社会福祉法人 藤沢市社会福祉協議会	市役所分庁舎1階	☎ 50-3525 FAX 26-6978
----------------------	----------	--------------------------

## 5.生活福祉資金の貸付(県社協の事業)

低所得世帯、障がい者世帯または高齢者世帯(日常生活上療養または介護を要する高齢者がいる世帯)に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、経済的自立および生活意欲の助長促進、在宅福祉および社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とします。

【申込み・問合せ】

社会福祉法人  
藤沢市社会福祉協議会

市役所分庁舎 1 階

☎ 50-3525  
FAX 26-6978

## 6.郵便等による不在者投票制度

障がい等、一定の要件に該当し、事前の申請により郵便等投票証明書の交付を受けた方は、選挙の際に自宅等で投票用紙に記入をし、郵便で送付する方法により投票することができます。

【対象者】

(1) 身体障がい者手帳をお持ちで、次のいずれかに該当する方

両下肢・体幹・移動機能の障がい	1 級または 2 級
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい	1 級もしくは 3 級
免疫・肝臓の障がい	1 級から 3 級

(2) 戦傷病者手帳をお持ちで、次のいずれかに該当する方

両下肢・体幹の障がいの程度	特別項症から第 2 項症
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がいの程度	特別項症から第 3 項症

(3) 介護保険の被保険者証をお持ちの方で、次に該当する方

要介護状態区分	要介護 5
---------	-------

※上記(1)から(3)の対象者で自署することができない方については、次のいずれかに該当する場合に限り、代理記載制度を利用できます。

- ・「身体障がい者手帳」上肢または視覚の障がいの程度が 1 級
- ・「戦傷病者手帳」上肢または視覚の障がいの程度が特別項症から第 2 項症

【利用方法】

事前に郵便等投票証明書の交付申請が必要となります。申請書と一緒に上記の手帳等の原本を添えて、選挙管理委員会までご提出ください。

※手続きには 1 カ月程度かかる場合がありますので、お早めにお申込みください。

【問合せ】

藤沢市  
選挙管理委員会

市役所分庁舎 2 階

☎ 50-3564  
FAX 50-8425

## 7.介護者支援

### ●家族介護者教室

高齢者等を介護している家族等を対象に、介護者同士の交流や介護に必要な知識を習得する場として教室を開催しています。教室の内容、日程の詳細は市のホームページ等でご案内しています。

### ●在宅介護者の会(ほほえみの会)

在宅で介護している方を中心に、情報交換や仲間づくり、リフレッシュ等のため月に1回集まる場を設けています。

【会場】市役所本庁舎

【問合せ】

高齢者支援課

市役所本庁舎2階

☎ 50-3523  
FAX 50-8412

### ●認知症の方を介護する家族の会(ふれあい会)

月1回、家族の交流会を開催しています。初めて参加される方は、事前にお問合わせください。

【会場】保健所等

【問合せ】

保健予防課

保健所4階

☎ 50-3593  
FAX 28-2121

## 8.認知症サポーター養成講座

認知症サポーターとは、認知症に関する基礎知識や認知症の方への接し方を学び、地域の中で認知症の方やその家族を温かく見守る応援者です。

講座の開催・受講についてはお問合わせください。

認知症サポーター養成講座を受けた方を

「認知症サポーター」と呼びます。



認知症サポーターは  
藤沢市で 29,285 人  
受講しました。(2023年12月末現在)

【問合せ】

高齢者支援課

市役所本庁舎2階

☎ 50-3523  
FAX 50-8412

## 9.防災情報

### ●防災ラジオ

災害などの緊急情報をお知らせする防災ラジオを有償で頒布しています。

#### 【防災ラジオの特徴】

災害発生時に防災行政無線と連動してレディオ湘南から発信される緊急割込放送を自動受信します。

ラジオが待機状態や他局を選択中でも緊急情報を受信すると、自動的に切り替わり緊急割込放送を聞くことができます。

屋内では聞きづらい防災行政無線と比べ、風雨や建物による反響を受けず、屋内でも緊急情報を確認できます。

ラジオ機能としては、レディオ湘南以外のラジオ局も選局できます。

#### 【問合せ】

防災政策課

市役所本庁舎7階

☎ 50-8380  
FAX 50-8437

### ●藤沢市防災アプリ「ハザードン」

防災アプリ「ハザードン」は、災害情報などを把握するためのスマートフォンアプリです。

#### ☞ハザードマップの表示

津波や洪水等の浸水想定区域や、土砂災害警戒区域等の確認ができます。

#### ☞地域の設定

「藤沢市」を設定すると、藤沢市の気象情報、地震情報、土砂災害警戒情報がプッシュ通知で配信されます。

#### ☞自治体からのお知らせ登録

「神奈川県藤沢市防災情報」を登録すると、藤沢市からの防災情報（防災行政無線の放送内容等）をプッシュ通知で、文字と音声により受け取ることができます。

市ホームページ  
防災アプリ「ハザードン」について

藤沢市 ハザードン で検索



もしくは右の二次元コードからでもご覧いただけます。

#### 【問合せ】

防災政策課

市役所本庁舎7階

☎ 50-8380  
FAX 50-8437

## 10.ペットの相談リーフレット

ペットのお世話ができなくなる事態に備え、ペットを預かってくれる人の連絡先などを記入するリーフレットです。前もって準備する項目や、相談先が記載されています。リーフレットはホームページからダウンロードするか、保健所などで配布しています。見やすい場所に貼り付けてご使用ください。

生活衛生課ホームページ  
(動物・ペット)



【問合せ】

生活衛生課

保健所 4 階

☎ 50-3594  
FAX 28-2020



認知症になっても  
安心して暮らせるまち  
ふじさわ

## 2024 年度 高齢者のための安心べんり帳

2024 年(令和 6 年)4 月発行

藤沢市 高齢者支援課

住 所:藤沢市朝日町 1 番地の 1

電 話:0466-50-3571(直通)

F A X:0466-50-8412

# 藤沢市いきいきサポートセンター

(地域包括支援センター)

片瀬いきいき サポートセンター	☎ 29-5066 FAX 29-9380	善行団地いきいき サポートセンター	☎ 47-7345 FAX 47-7360
鵜沼南いきいき サポートセンター	☎ 33-1166 FAX 33-1222	湘南大庭いきいき サポートセンター	☎ 87-3588 FAX 88-7357
鵜沼東いきいき サポートセンター	☎ 55-1511 FAX 55-1515	小糸いきいき サポートセンター	☎ 90-4507 FAX 90-4510
辻堂東いきいき サポートセンター	☎ 36-3333 FAX 36-3323	六会いきいき サポートセンター	☎ 80-5877 FAX 84-9000
辻堂西いきいき サポートセンター	☎ 54-9511 FAX 54-9513	石川いきいき サポートセンター	☎ 52-7417 FAX 52-6980
村岡いきいき サポートセンター	☎ 24-4100 FAX 24-4172	湘南台いきいき サポートセンター	☎ 45-2300 FAX 45-3313
藤沢東部いきいき サポートセンター	☎ 55-5570 FAX 55-5571	遠藤いきいき サポートセンター	☎ 54-8312 FAX 87-3099
藤沢西部いきいき サポートセンター	☎ 22-7633 FAX 22-7876	長後いきいき サポートセンター	☎ 45-1121 FAX 45-1135
明治いきいき サポートセンター	☎ 35-2811 FAX 35-2875	御所見いきいき サポートセンター	☎ 49-2020 FAX 49-2030
善行いきいき サポートセンター	☎ 90-0065 FAX 84-0850		

**ふじさわ安心ダイヤル24**

**24時間電話健康相談サービス**

詳しくは3ページをご覧ください

※発信者番号は通知設定でおかけください

☎0120-26-0070

**藤沢市コンタクトセンター**

午前8時～午後9時  
(年中無休)

☎25-1111

詳しくは4ページをご覧ください